

条項	自治KENの提案	条文	変更の理由
前文 (P1)	<p>前文に盛り込みたい理念、精神として、次の5つをコアキーワードを盛り込んだ詩「さかそう ながくて じちのはな」を含む前文とする。</p> <p>①豊かな自然 ②市民が主役 ③多様性 ④対話 ⑤自由と責任</p>	<p>わたしたちは、まちの現在と未来の姿に心から向き合い、夢と覚悟を持って自らの手でまちづくりをしていこうと決意し、その基本となる(仮称)長久手市自治基本条例を制定します。</p> <p>長久手には、歴史の中で育まれた貴重な文化財、大学を始めとする研究機関、豊かな自然、住民の若さ等、全国に誇れる素晴らしい面がたくさんあります。</p> <p>一方で、急激な人口増加や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりが薄れて来ていること、必ず訪れる少子高齢化への対応など多くの課題も横たわっています。</p> <p>このような社会の変化に対応していくため、まちのことは行政や議会にまかせておけば良い、まちづくりは行政が主導し決めていくものだという考え方を改めます。</p> <p>そして、市民が主体的に行動する自治の力を高めるため、互いに声をかけ合い、人を集め、とことん話し合うことを大切に、課題の解決に向けて取り組んでいきます。</p> <p>わたしたちは、多様性と個人の自由を認める懐の深さと自分の言葉と行動に対する責任を持ち、次世代に豊かな自然とよりよいまちを引き継ぎ、みんなの手を取り合って、誰もが幸せを実感できるまち長久手をつくりあげていきます。</p>	<p>前文ライティングチームで作成した前文案の中の詩について、可能な限り原文のまま活用していきたいため、条例の中に盛り込むことはしない方がよいと考えました。</p> <p>ただし、条例と一体不可分のものとして周知していき、条例とによって実現したい目指すまちの姿を広めるために大切に活用していきます。</p>
第2条 条例の位置付け (P3)	<p>「もっとも重視する条例」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最高規範性をもつ条例として、わかりやすい表現とした。</li> <li>・この条例の理念を重要視し、整合性を図る。</li> <li>・継続性の担保、政策がブレない。</li> </ul>	<p>第1項 この条例は、まちづくりの基本となる考え方であり、市民、議会及び行政は、誠実に遵守するものとします。</p> <p>第2項 行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等にあたっては、この条例との整合を図るものとします。</p>	<p>法体系上は、条例に、上下・優劣はなく、「もっとも重視する」とすると、他の条例との比較で、どちらの方が重要であるかという議論が出てくる可能性があります。</p> <p>「基本」は、「ひとつ」しかなく、まちづくりが、この条例で示す基本に沿って行われるということになると考えました。</p>
第12条 地域のまちづくり組織 (P12)	<p>※結論に至らず。</p> <p>①「まちづくり協議会」について定めるべき。 ②「まちづくり協議会」について定めるべきでない。</p> <p>【①の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治の後ろ盾となる。</li> <li>・市民への周知となる。</li> <li>・「まちづくり協議会を設置することができる」とすれば、地域が希望する場合に「設置」を「選択」できる。</li> </ul> <p>【②の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域で設置するまでは、自治基本条例でなく、個別条例で定めるべきである。</li> <li>・地域差がある中で、条例に定めると不平等、不公平とならないか。</li> </ul>	<p>第1項 市民は、概ね小学校区単位で、あらゆる団体の連携を深め、集まり、対話しながら当該校区固有の課題を把握し、解決に向けて取り組む組織(以下「まちづくり組織」といいます。)を設置することができます。</p> <p>第2項 まちづくり組織は、当該校区の全ての市民に開かれたものとし、あるべき将来像に向かって、継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p> <p>第3項 市民は、課題を共有し、協働して解決していくために、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。</p>	<p>地域のことを地域で考え実行していくまちづくりのため、多様な人が集まり、協力関係を築いていく仕組みのひとつとして、「まちづくり協議会」の組織づくりを、現在、3つの小学校区で地域と行政がともに進めています。</p> <p>しかし、この取組の継続性を担保する条例や計画がないため、この条例に大枠を定め、総合計画で具現化していくこととします。</p> <p>なお、このまちづくり組織は、地域の実情に合わせて、地域の希望によって設置「できる」ものとしています。</p>

条項	自治KENの提案	条文	変更の理由
第15条 住民投票 (P14)	<p><b>常設型住民投票制度とする。</b> (ただし、詳細までこの条例に規定するか、それとも別の条例で規定するのかどうかについては未決定。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民同士、市民と行政(市長)、市民と議会の間で意思の相違が起らぬように常に対話を重ね、合意を得ていく努力を最大限にしていくことが重要であり、大前提である。</li> <li>・市民の市政への参加・参画の権利や、参加と協働の仕組みづくり、市の責務などを自治基本条例にしっかり位置づけることの方が、住民投票条例を規定すること以上に重要である。</li> <li>・住民投票制度は、あくまでも対話と審議を尽くした上でも、意思の相違が生じた場合に、民意を問うための手段に過ぎない。</li> <li>・住民投票の詳細まで盛り込むのは時間的に厳しいかもしれない。</li> </ul>	<p>第1項 市長は、長久手市に関わる特に重要な事項について、市民及び議会との対話を重ね、十分な議論をしてもなお、決定及び判断ができない場合にはじめて、住民の意思を直接確認するため、投票の資格を有する住民の請求又は議会若しくは市長の発議により、住民投票を実施することができます。</p> <p>第2項 市民、議会及び行政は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>第3項 住民投票の実施に関し、必要となる事項は、別に定めます。</p>	<p>常設型の住民投票制度が必要なかどうか、もっと議論が必要であると考え、現時点では個別設置型の住民投票制度を定めました。</p> <p>検証の機会に、本件について、改めて議論することとします。</p> <p>【個別設置型(非常設型)】 地方自治法の74条(条例の制定・改廃請求)を活用し、事案が生じた都度に住民投票条例の制定を住民発意で行う。議会の議決が必要であるため時間が要する。また、市民が請求しても議会が否決した場合は住民投票には至らない。</p> <p>【常設型】 住民投票の対象事項や発議の方法等をあらかじめ定めた住民投票条例を常設して、要件が満たされれば、議会での議決を経ずに住民投票を実施できる。住民の考え方や議会の考え方がねじれていた場合でも住民の意思が反映できるというメリットがある。</p>
第21条 条例の検証 (P18)	<p><b>「条例の見直しと検証」について定める。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時代とともに変化していくため、常に議論されていくことが大事である。</li> <li>・実効性が伴わなくては意味がない。</li> <li>・第3者機関を設置し、4～5年に一度は評価する。市民の声を施策に反映させる。</li> </ul>	<p>第1項 市民及び行政は、まちづくりがこの条例に添って行われているかについて、社会情勢やまちづくりの状況と照らしながら検証します。</p> <p>第2項 行政は、前項の検証の結果、必要と認めるときは、適切な措置を行います。</p>	<p>条例によって、自治の活動が活発になっているかどうかを確かめたり調べたりする検証を行うことが大切であり、それは行政だけでなく、市民のみなさんも検証することを定めています。</p> <p>なお、検証のタイミングについては、柔軟に対応していくために、現状では設定していません。</p>

## その他の変更点

### ◆ 表現の工夫

#### 第5条 市民の権利

「行政サービスを受ける権利」について

「まちづくりの成果を皆が享受することができる」という意で、「まちづくりの成果による住みよさや幸せを実感しながら暮らすことができます。」としました。

#### 第6条 市民の役割と責務

「大学の役割」について

用語の解説の「市民」の中で、「学校法人」を特出ししました。

### ◆ 新たに盛り込んだ条項

#### 第13条

地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織の役割(P13)

市民が団体等への活動に参加することを定めるのと併せて、団体等が参加しやすい団体運営を行うことを定めました。

#### 第14条

地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織への行政の関わり(P13)

市民や団体等の活動に対し、議会、行政が、相談対応、情報提供等、団体の状況や必要に応じた支援を行っていくことを定めました。

#### 第20条

他の自治体等との連携(P17)

限られた人材及び財政の中で、効率的かつ効果的に課題解決をしていくにあたって、今後、さらに必要となる他の自治体等との連携協力について定めました。

### ◆ 盛り込まなかった条項

#### 地域内分権の推進

地域内分権とは、地域の実情にあったまちづくりを、地域と協働してつくっていく仕組みをいいますが、「地域のまちづくり組織」について定めることで、小学校区単位のまちづくりを進めていくことを示しました。